法　規　的　告　示

○個人情報保護委員会告示第十号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 ［略］ 【凡例】 ［略］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年10月１日）時点の条番号を示すものとする。 １～３　［略］ ４　適用の範囲 ４－１　法第５章の規律対象となる主体 ［略］ ４－１－１　行政機関等 (1)　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） （※）令和８年10月１日時点において存続するもの ②～⑥　［略］	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年９月30日）時点の条番号を示すものとする。 １～３　［同左］ ４　適用の範囲 ４－１　法第５章の規律対象となる主体 ［同左］ ４－１－１　行政機関等 (1)　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） （※）令和８年７月31日時点において存続するもの ②～⑥　［同左］

機関	法律の規定
［略］	［略］
サイバーセキュリティ戦略本部	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第24条
［略］	［略］

機関	法律の規定
［同左］	［同左］
サイバーセキュリティ戦略本部	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条
［同左］	［同左］